

東京都の自転車条例の施行

平成25年7月1日、[東京都の自転車条例](#)（自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）がスタートしました。東京都の自転車条例の目的は「自転車の安全で適正な利用の促進」です。この条例は8つの大きな項目からできていて、その中に「安全な自転車の普及」について定められています。

安全な自転車の普及とは

「ピストバイクの販売禁止」といった内容で報道されていますが、ピストバイク＝ノーブレーキというイメージがあるためだと思います。ピストバイクばかりではなく、自転車は軽車両なので、公道を走る上で前後のブレーキはもちろんのこと、ライトやリフレクターなどの保安部品は必要不可欠です。

東京都の自転車条例では、都知事が自転車点検整備指針を作成・公表し、自転車利用者が、自転車点検整備指針を踏まえて点検整備をする努力義務が定められています。

あなたのピストバイクは大丈夫

東京都の自転車条例がスタートしたこの機会に、今一度、ご自分のピストバイクの前後ブレーキ、ライトやリフレクターなどの保安部品が正しく付いているか、破損などはしていないか、などを確認しましょう。

ピストバイクへの前後ブレーキや保安部品などの装着を啓発する[チラシデータ](#)を当協会のホームページから入手できます。

<ピストバイク/前後ブレーキと保安部品>



自転車の点検整備は交通事故防止の第一歩！

<自転車流通研究会 事務局>

一般財団法人自転車産業振興協会 事業部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3

電話 03-5572-6409

E mail: 9ki@jbpi.or.jp

<http://www.jbpi.or.jp/9ki>